

パートナーシップ宣誓制度で利用できる行政サービス

No.	サービス名	内容	受領証等の提示	担当課
1	市営住宅の入居申込	パートナーシップ関係にある二人を事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、市営住宅の入居申込を可能とする。ただし、他に収入等の入居要件あり。	必要	資産活用課
2	課税証明書の交付	パートナーと住民票同一世帯に限り、委任状なしで交付ができる。	必要	市民税課
3	評価証明書・公課証明書・名寄帳の交付	パートナーと同一住所（同一世帯でなくても可）の場合、証明書の申請ができる。	必要	資産税課
4	納税証明書	パートナーと住民票同一世帯に限り、委任状なしで交付ができる。	必要	納税課
5	国民健康保険税納付済額確認書	パートナーと住民票同一世帯に限り、委任状なしで交付ができる。	必要	納税課
6	個人情報開示請求書	次に掲げる個人情報を開示することができる。 ・亡くなったパートナーに係る個人情報 ・委任状を提出できないパートナーの個人情報（介護保険等に関する情報） ※亡くなった時点までパートナーであったことが認められるものに限る。	必要	庶務課
7	介護保険負担限度額認定制度	低所得者が施設利用したときに居住費・食費を減免する制度で、以下の受給要件あり。 ①課税要件：本人・配偶者（別世帯含む）・同世帯員が非課税 ②資産要件：保有する預貯金額が国が定める基準以下（単身者と夫婦でそれぞれ金額設定）	必要	介護保険課
8	教育・保育給付認定申請、保育所等入園申込、及び子育てのための施設利用給付認定申請	パートナーの子どもが保育所等に入所する際または、幼児教育・保育の無償化を利用する際には、同居かつ、その子どもを現に監護している状況であれば「養育する保護者」として申請できる。	必要	保育課
9	住民票の写しの交付	パートナーシップ宣誓制度が制定される以前から、本人又は同一世帯の人は住民票の写しの交付が可能	不要	市民課
10	災害見舞金の支給	パートナーシップ宣誓制度が制定される以前から、住民基本台帳に登録されている者で、その者の世帯を単位として実施しており、同一世帯なら支給可能	不要	福祉政策課

パートナーシップ宣誓制度で利用できる行政サービス

No.	サービス名	内容	受領証等の提示	担当課
11	生活保護	パートナーシップ宣誓制度が制定される以前から、住民票、戸籍、続柄等に関わらず、居住実態による世帯を単位として実施	不要	生活支援課
12	生活困窮者自立支援事業	パートナーシップ宣誓制度が制定される以前から、住民票、戸籍、続柄等に関わらず、居住実態による世帯を単位として実施	不要	生活支援課
13	各種高年者福祉サービス	各種高年者福祉サービスの相談・申請・受給等「配偶者であること」等の条件を付していない（代理可）ため、全て利用可能	不要	長寿支援課
14	各種障がい福祉にかかる制度	各種障がい福祉にかかる制度の相談、申請、受給等については「配偶者であること」等の条件を付していない（代理可）ため、全て利用可能	不要	障がい福祉課
15	国民健康保険制度	パートナーシップ宣誓制度が制定される以前から、同居者（住民票同一世帯の者に限る）としての各種申請を受付	不要	保険年金課
16	後期高齢者医療制度	パートナーシップ宣誓制度が制定される以前から、同居者（住民票同一世帯の者に限る）としての各種申請を受付	不要	保険年金課 後期高齢者・ 重心医療室
17	重度心身障害者医療費支給制度	パートナーシップ宣誓制度が制定される以前から、同居者（住民票同一世帯の者に限る）としての各種申請を受付	不要	保険年金課 後期高齢者・ 重心医療室
18	傷害総合保険[入って安心！ RinRinそうか]	パートナーシップ宣誓制度が制定される以前から、草加市に在住・在学・在勤のいずれかを満たすパートナーが当該保険の本人プランに加入していればパートナーも家族補償の範囲に含まれる。	不要	交通対策課